



令和6年7月17日

各位

株式会社コシダカ

東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号
道玄坂通10階
<http://www.koshidaka.co.jp>

東京健康ランドまねきの湯入浴回数券払戻しに関するお知らせ

当社が発行した下記の前払式支払手段(入浴回数券)について、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、下記の方法で払戻しをいたします。

つきましては、平成26年11月末までに販売済みの未使用の有効入浴回数券をお持ちのお客様は、払戻申出期間内に申出頂き、払戻手続きをしていただきますよう、お願いいたします。

本来であれば、令和5年5月の「東京健康ランドまねきの湯」閉店決定の際に未使用入浴回数券の払戻しについてもご案内すべきところ、お客様へのご案内が遅れました事、また同時期に館内掲示において、払戻しはできない旨の誤った告知をしておりました事につきまして、深くお詫び申し上げます。

なお、閉店に際し未使用の有効入浴回数券を処分された場合は、下記の手順ではお申し出いただけませんが、当社所定の手続によりご購入の事実確認が取れたときにはお申し出の受付が可能です。該当するお客様は、下記「お問い合わせ先メールアドレス」よりご連絡ください。

○払戻しを行う前払式支払手段発行者の商号

株式会社コシダカ

○払戻しに係る前払式支払手段の種類

株式会社コシダカ 東京健康ランドまねきの湯 7枚綴り入浴回数券

(ただし、東京健康ランドまねきの湯閉店の時点(令和5年9月3日)で有効期限の到来していない入浴回数券に限ります。)

○払戻しのお申し出期間

令和6年7月17日～令和6年10月17日(当日消印有効)

※当該払戻期間内に申出をされない場合は、この払戻しの手続きから除外されますのでご注意ください。

○申出及び払戻しの方法

[払戻し窓口:東京健康ランドまねきの湯入浴回数券払戻し担当]

お客様にて、氏名・住所・電話番号・振込先情報(銀行名、支店名、支店番号、口座種別(普通・当座)、口座番号、口座名義(漢字)、口座名義(カナ))を明記したメモと未使用の有効入浴回数券を一緒に下記くお問い合わせ先へご郵送ください。(当日消印有効)また、回数券を廃棄してしまった方は下記メールアドレス宛にお問い合わせください。

到着し内容確認をさせていただき次第、お客様にご指定いただいた日本国内の銀行口座へ郵送料を加えた金額を振込にて払戻いたします。 ※振込手数料は弊社にて負担いたします。

<お問い合わせ先>

株式会社コシダカ 回数券払戻窓口

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号 道玄坂通10階

お問い合わせ先メールアドレス tklmanekinoyu@koshidaka.co.jp

令和6年7月17日(揭示日)